

## 業績目標 1-3-1：適正申告の実現及び的確な調査・行政指導の実施

〔適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては、的確な調査・行政指導を実施することにより誤りを是正します。〕

<b>上記目標の概要</b>	<p>適正申告の実現を図るため、有効な資料情報の収集を行うとともに、効果的・効率的な事務運営を推進し、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施します。また、社会・経済状況の変化に的確に対応するため、経済社会の国際化、高度情報化の進展などを背景とした新たな分野への対応を行います。</p> <p><b>(上記目標を達成するための施策)</b></p> <p>業1-3-1-1： 有効な資料情報の収集  業1-3-1-2： 的確な調査事務の運営  業1-3-1-3： 社会・経済状況に対応した調査への取組  業1-3-1-4： 悪質な脱税者に対する査察調査の実施</p>
----------------	--

## 業績目標1-3-1についての評価結果

業績目標についての評定	A 相当程度進展あり
評定の理由	<p>全ての施策の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
業績の分析	<p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>適正申告の実現を図るため、申告が適正でないと認められる納税者に対して、的確な調査・行政指導を実施することは、重要で必要な取組です。</p> <p>大法人の調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上で、経営責任者等と意見交換を図ることなどは有効な取組でした。</p> <p>また、大口・悪質な納税者に対する深度ある調査と、書面等による簡易な接触を適切に組み合わせるなど、限られた人的資源等をバランスよく配分するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的な調査事務運営を推進しました。</p>

<b>施策</b>	業1-3-1-1：有効な資料情報の収集		
<b>測定指標 (定性的な指標)</b>	[主要]業1-3-1-1-B-1：有効な資料情報の収集		
	<b>目標</b>	<p>法定資料の適正な提出の確保に努めるとともに、新たな資産運用手法や取引形態等に係る活用効果が高いと考えられる資料情報の収集に取り組みます。</p> <p>(目標の設定の根拠)          法定資料の適正な提出の確保策を講じるとともに社会・経済状況の変化に対応した活用効果が高いと考えられる資料情報の収集に取り組むことは、適正申告の実現や的確な調査・行政指導を実施するために重要であることから目標として設定しています。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>(実績)          法定資料の適正な提出の確保に取り組むとともに、社会・経済状況の変化に伴う新たな取引形態や資産運用手法に着目した活用効果が高いと考えられる資料情報を積極的に収集しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)          法定資料については、提出義務者に対して、期限内提出及び正しい記載についての各種説明会等を通じた広報活動を行うとともに、未提出者に対しては、提出義務の説明及び早期提出の指導を行ったほか、必要に応じて法定監査を実施するなど、適正な提出の確保を図りました。          法定資料以外の資料情報については、経済社会の国際化、高度情報化の進展や不正形態の変化などに着目し、新たな取引形態や資産運用手法に関する資料情報やインターネットを利用した電子商取引などの資料情報を収集するとともに、収集した資料を調査・指導に的確に活用しました。          このように、法定資料の適正な提出の確保を図るとともに、社会・経済状況の変化に対応した活用効果が高いと考えられる資料情報の積極的な収集に取り組み、調査等において活用したことから、達成度は「○」としました。          今後も、新たな取引形態や資産運用手法に関する資料情報の積極的な収集及び効果的・効率的な活用について、更に充実してまいります。</p>	○
<b>施策についての評定</b>	a 相当程度進展あり		
<b>評定の理由</b>	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後更なる発展が想定される取引形態などの把握について、資料情報の収集・活用に積極的に取り組むことから、「a 相当程度進展あり」としました。		

業1-3-1-1に係る参考情報

参考指標 1：資料情報の収集枚数

(単位：千枚)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
法定資料	320,753	320,793	335,326	362,693	N. A.
上記以外の資料	133,549	97,148	130,101	151,626	N. A.
合計	454,302	417,941	465,427	514,319	N. A.

(出所) 課税部課税総括課調

(注) 平成29事務年度の数値は、平成30年11月頃に確定するため、平成30事務年度実績評価書に掲載予定です。

施策	業1-3-1-2：的確な調査事務の運営						
測定指標(定量的な指標)	[主要]業1-3-1-2-A-1：調査関係事務の割合 (単位：%)						
	事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度
	目標値	60	60	60	60	60	○
	実績値	62.5	62.9	63.3	63.9	63.7	
	<p>(出所) 課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調</p> <p>(注) 「調査関係事務」とは、①実地調査(納税者の事業所等に臨場して帳簿書類等により申告内容を確認する事務)や、実地調査以外の調査(納税者に来署を依頼し帳簿書類等の提出を求めて申告内容を確認する事務)のほか、②行政指導として行う事務(提出された申告書に計算誤り等があるのではないかと思料される場合に自発的な見直しを要請する事務や、申告内容の確認等に活用する資料情報を任意で収集する事務等)などをいいます。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、過去の実績値等を踏まえ、平成28年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>的確な調査・行政指導を実施するため、各種事務の見直しなどにより、調査に係る事務量を可能な限り確保し、また、大口・悪質な納税者に対する深度ある調査と、書面等による簡易な接触を適切に組み合わせるなど、限られた人的資源等をバランスよく配分するとともに、事案に応じた適切な調査体制の編成、的確な進行管理を行うことにより、効果的・効率的な調査事務運営の推進に取り組みました。</p> <p>その結果、調査関係事務の割合は63.7%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> <p>なお、調査等の実施に際しては、原則として納税者に調査日時等をあらかじめ通知することで納税者の負担軽減と事務の効率性に配慮し、また、所得税や法人税の調査を実施する際には、併せて消費税、源泉所得税等の他税目との同時調査・同時処理を実施するよう取り組みました。</p> <p>また、調査においては、誤りを指導して是正するだけでなく、その内容を納税者に分かりやすく説明し、理解が得られるよう配慮するとともに、修正申告の勧奨に当たっては、修正申告に伴う法的効果を実際に教示し、修正する必要がある内容を丁寧に説明しました。さらに、修正申告には至らないものの、今後の申告や帳簿書類の備付け、記録・保存に関して指導事項がある場合は、その内容を説明し、これによって納税者が税務に関する知識を深め、将来にわたって自主的に適正な申告と納税ができるよう取り組みました。</p> <p>今後も、内部事務の集中化等といった施策を実施していくことにより、更なる効果的・効率的な事務運営の実施を目指します。</p>						

[主要]業1-3-1-2-A-2：調査関係事務の割合（調査課分）							(単位：%)
会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	達成度	
目標値	85	85	85	85	85	○	
実績値	85.9	85.8	86.1	86.1	86.1		
<p>(出所) 調査査察部調査課調</p> <p>(注) 調査課は、調査課所管法人（用語集参照。原則、資本金1億円以上の法人等）の申告等に係る相談・指導・調査を行っています。</p> <p>(目標値の設定の根拠)</p> <p>的確な調査・行政指導を実施するため、必要な調査関係事務量が確保されているかを測定する指標として調査関係事務の割合を設定しています。目標値は、過去の実績値を踏まえ、平成28事務年度の目標値を引き続き設定しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>上記A-1記載のとおり取り組んだ結果、調査関係事務の割合は86.1%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p> <p>今後も、税務に関するコーポレートガバナンスの充実をはじめとした協力的手法の推進と調査の重点化を通じて、更なる効果的・効率的な事務運営の実施を目指します。</p>							
施策についての評定		a 相当程度進展あり					
評定の理由	<p>全ての測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も内部事務の集中化等といった施策を実施していくことにより、更なる外部事務量を確保した上で、調査に積極的に取り組むことから、「a 相当程度進展あり」としました。</p>						

### 業1-3-1-2に係る参考情報

#### 参考指標 1：税務調査等の件数及び追徴税額等

(単位：千件、億円)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
調査等の件数	内180 1,077	内194 925	内188 833	内229 871	内234 847
非違があった件数	718	597	526	564	550
追徴税額	4,109	3,739	3,874	4,526	4,364

(出所) 課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室調

(注1) 「調査等の件数」の内書きは、個人課税課、資産課税課において、比較的容易に申告額等の適否の確認及び非違事項の是正ができる納税者に対して、文書・電話又は来署依頼による面接等により行った簡易な接触を除いた件数です。

(注2) 平成29年度は暫定値です。

#### 参考指標 2：調査課所管法人に係る税務調査件数及び税務調査等に基づく追徴税額等

(単位：件、億円)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
調査件数	2,785	2,799	2,615	2,643	2,591
非違があった件数	2,284	2,310	2,168	2,113	2,070
追徴税額	991	694	547	645	788

(出所) 調査査察部調査課調

**参考指標 3：所得税の1件当たりの申告漏れ所得金額** (単位：千円)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
所得金額	914	1,170	1,351	1,372	1,452

(出所) 課税部個人課税課調

(注) 平成29年度は暫定値です。

**参考指標 4：相続税の1件当たりの申告漏れ課税価格** (単位：千円)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
課税価格	25,919	26,569	25,173	27,198	28,014

(出所) 課税部資産課税課調

(注) 平成29年度は暫定値です。

**参考指標 5：法人税の1件当たりの申告漏れ所得金額** (単位：千円)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
所得金額	4,888	5,294	5,133	5,071	5,540

(出所) 課税部法人課税課調

(注) 平成29年度は暫定値です。

**参考指標 6：消費税1件当たりの追徴税額** (単位：千円)

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
追徴税額	294	320	356	463	460

(出所) 課税部個人課税課、法人課税課調

(注) 平成29年度は暫定値です。

<b>施策</b>	<b>業1-3-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組</b>			
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]業1-3-1-3-B-1：大口・悪質な不正事案等への的確な対応			
	<b>目標</b>	大口・悪質な不正事案等に対して、的確な調査等を行います。	<b>達成度</b>	
		<p>(目標の設定の根拠)</p> <p>高額な所得があると見込まれるにもかかわらず申告額が少ない納税者や、申告義務があるにもかかわらず申告書を提出していない納税者の存在は、自主的に適正な申告・納税を行っている納税者に強い不公平感をもたらすこととなります。このような納税者に対する的確な調査等を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。</p>		
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>(実績)</p> <p>大口・悪質な不正事案等に対して、その事案等に応じた適切な調査体制を編成し、必要な日数を確保した上で積極的に調査を実施しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>広域的に事業展開する納税者や複数税目に関する納税者で問題があると認められる者、常習的に不正を繰り返す調査困難な納税者に対しては、実態を十分に把握した上で、その実態に応じた適切な調査体制を編成し、積極的に調査を行いました。</p> <p>また、無申告事案については、有効な資料情報の収集や既存資料の活用を図ることなどにより、その把握に努めるとともに、調査の必要性が高いと認められる事案に対しては、時期を失せず積極的に調査に取り組むことで、的確かつ厳正な課税処理を実施しました。</p> <p>このように、大口・悪質な不正事案等に対して、必要な日数を確保した上で、積極的に調査に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> <p>また、適正かつ公平な課税を実現するため、内部事務の効率化を図り更なる外部事務量の確保を目指します。</p>		○
	[主要]業1-3-1-3-B-2：国際化・高度情報化への的確な対応			
	<b>目標</b>	<p>国際化・高度情報化により複雑化した取引等に対して、的確な調査を行います。</p> <p>(目標の設定の根拠)</p> <p>国際取引や電子商取引など国税当局による把握が困難な事案に対して、国税局と税務署の関係部署が一体となって組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査を行うことは、適正・公平な課税の実現を図るために重要であることから目標として設定しています。</p>		<b>達成度</b>
<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>(実績)</p> <p>取引実態の把握が困難な国際取引や電子商取引などについて、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査を実施しました。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)</p> <p>国際化の進展への対応としては、資料情報の収集を組織横断的に行うとともに、調査部署において国外送金等調書や租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用するなど、深度ある調査に取り組み厳正に対処しました。その際、審理担当部局を含めた関係部署が一体となって、課税上の問題を多角的な視点から幅広く検討しました。</p>		○	

	<p>特に、各国の税制や租税条約の違いを巧みに利用して租税負担を軽減する国際的租税回避行為に対しては、関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局に設置した統括国税実査官（国際担当）及び国際調査課等が中心的役割を果たし、組織横断的な情報収集、実態解明等を実施しました。</p> <p>また、職員の国際課税に係る調査能力の向上を図るため、税務大学校において国際課税に関する法規などの研修や税目ごとの国際実務研修を実施したほか、国際取引事案の件数が多い関東信越、東京、名古屋及び大阪国税局での調査に、その他の国税局職員を短期的に従事させるOJT研修の実施や税務署国際税務専門官による税務署職員への調査指導などを行いました。</p> <p>移転価格税制については、より効率的・効果的な執行の観点から事務運営の見直しを行い、的確な執行に取り組みました。</p> <p>さらに、事前確認については、より円滑に処理が行われるよう審査部局と相互協議部局の連携を緊密に行うなど事務の効率化等に取り組みました。</p> <p>高度情報化の進展への対応としては、電子商取引専門調査チームを中心として組織横断的に国税局と税務署の関係部署が一体となり、増加するインターネット取引等をはじめとした電子商取引に係る資料情報の収集を行うとともに、積極的に調査に取り組みました。</p> <p>なお、高度情報化に関して、先端領域における電子商取引の実態把握及び調査手法の開発を行い、これらの情報を積極的に提供するなどして職員全体の能力向上を図りました。</p> <p>このように、国際取引や電子商取引などについて、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査に取り組むとともに、職員の能力向上にも努めたことから、達成度は「○」としました。</p> <p>今後も、国際化及び高度情報化の急速な進展に的確に対応するために、引き続き、組織横断的な情報収集や実態解明等を実施し、積極的に調査に取り組みます。</p>	
業1-3-1-3-B-3：大法人に対する的確な対応		
<p><b>目標</b></p>	<p>大法人の税務コンプライアンスの維持・向上を目的に、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた自発的な取組を推進していきます。</p> <p><b>（目標の設定の根拠）</b></p> <p>大法人は、我が国経済に占めるウェイトが大きく、それぞれの業界や地域経済に及ぼす影響も大きいことから、これら大法人の税務コンプライアンスの維持・向上を目的とした税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を推進することは、適正・公平な課税の実現を図る上で重要であるため、目標として設定しています。</p>	<p><b>達成度</b></p>
<p><b>実績及び目標の達成度の判定理由</b></p>	<p><b>（実績）</b></p> <p>大法人の調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上、経営責任者等と意見交換を図るなど、その充実に向けた取組を推進しました。</p> <p><b>（目標の達成度の判定理由）</b></p> <p>大法人の税務コンプライアンスの維持・向上には、的確な調査を行うほか、税務に関するコーポレートガバナンスの充実が重要であることから、関係団体等における説明会を実施し、その充実を働き掛けるとともに、調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認</p>	<p>○</p>

	<p>した上、調査終了時に経営責任者等と意見交換を図るなど、その充実に向けた取組を推進しました。</p> <p>このように、大法人の税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を推進したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>また、本取組を一層定着させるためには、取組の内容について、適時見直しを実施していく必要があると考えており、今後企業等との意見交換を通じて更なる充実を目指します。</p>	
<b>施策についての評価</b>	a 相当程度進展あり	
<b>評価の理由</b>	測定指標の達成度は「○」であったものの、今後も社会・経済状況に対応した調査等に積極的に取り組むことから、「a 相当程度進展あり」としました。	

### 業1-3-1-3に係る参考情報

#### 参考指標 1：海外取引を行っている者に係る申告漏れ所得金額（所得税）（単位：億円）

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
所得金額	461	646	636	541	977

（出所）課税部個人課税課調

（注）平成29年度は暫定値です。

#### 参考指標 2：海外資産に係る申告漏れ課税価格（相続税）（単位：億円）

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
課税価格	163	45	47	49	65

（出所）課税部資産課税課調

（注）平成29年度は暫定値です。

#### 参考指標 3：海外取引等に係る申告漏れ所得金額（法人税）（単位：億円）

事務年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
所得金額	1,783	2,206	2,336	2,210	3,670

（出所）課税部法人課税課、調査査察部調査課調

（注）平成29年度は暫定値です。

<b>施策</b>	<b>業1-3-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施</b>		
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]業1-3-1-4-B-1：悪質な脱税者に対する査察調査の的確な実施		
	<b>目標</b>	<p>社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対しては、検察当局との連携を図り、厳正な査察調査を実施し、刑事訴追を求めます。</p> <p>（目標の設定の根拠） 悪質な脱税者に対し刑事責任を追及することは、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持を図るために重要であることから目標として設定しています。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>（実績） 関係各部及び検察当局等と連携し、不正受還付事案や無申告ほ脱事案のほか、国際事案や太陽光発電関連事案など近年の社会情勢に即した事案に対して積極的に取り組み、厳正な査察調査を実施しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 関係各部及び検察当局等と連携し、消費税の輸出免税制度を利用した不正受還付事案や自己の所得を秘匿し申告を行わない無申告ほ脱事案のほか、国外取引を利用して不正を行っていた国際事案や急速に市場が拡大した太陽光発電関連事案など、近年の社会情勢をとらえ、その中で社会的に非難されるべき悪質な脱税者を立件・告発したことから、達成度は「○」としました。</p> <p>しかしながら、経済取引の国際化・ICT化に伴い、脱税の手口も複雑・巧妙化しており、告発に向けた証拠収集が困難化するなど、査察を取り巻く環境は厳しい状況にあります。</p> <p>そのような状況に対して、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度の活用による不正資金の解明や、デジタルフォレンジック用機材を活用した電子機器等の電磁的記録の証拠保全及び解析を行うなどの確に対応し、社会的非難に値する悪質な脱税者へのより一層的確な査察調査に取り組んでいく必要があると考えています。</p>	○
<b>施策についての評定</b>	a 相当程度進展あり		
<b>評定の理由</b>	測定指標の達成度が「○」であったものの、査察を取り巻く厳しい環境の下、経済取引の国際化やICT化等にも的確に対応し、より一層的確な査察調査を実施していく必要があることから、「a 相当程度進展あり」としました。		

業1-3-1-4に係る参考情報

参考指標 1：査察調査の件数等

(単位：件、億円)

会計年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
処理	件数	185	180	181	193	163
	脱税額	145	150	138	161	135
告発	件数	118	112	115	132	113
	脱税額	117	123	112	127	100

(出所) 報道発表資料(平成30年6月 調査査察部査察課)

([https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/sasatsu/h29\\_sasatsu.pdf](https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/sasatsu/h29_sasatsu.pdf))

参考指標 2：税目別告発事件の件数等

(単位：件、%)

会計年度		平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
所得税	件数	18	18	25	27	19
	割合	15	16	22	20	16
法人税	件数	64	69	69	79	61
	割合	54	61	60	60	54
相続税	件数	6	2	5	2	3
	割合	5	2	4	2	3
消費税	件数	16	13	12	23	27
	割合	14	12	10	17	24
源泉 所得税	件数	14	10	4	1	3
	割合	12	9	4	1	3
合 計	件数	118	112	115	132	113
	割合	100	100	100	100	100

(出所) 報道発表資料 (平成30年6月 調査査察部査察課)

([https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/sasatsu/h29\\_sasatsu.pdf](https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/sasatsu/h29_sasatsu.pdf))

参考指標 3：査察事件の1件当たりの脱税額

(単位：百万円)

会計年度	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
処 理	78	83	76	83	83
告 発	99	110	97	96	89

(出所) 報道発表資料 (平成30年6月 調査査察部査察課)

([https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/sasatsu/h29\\_sasatsu.pdf](https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/sasatsu/h29_sasatsu.pdf))

評価結果の反映

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

**(業1-3-1-1：有効な資料情報の収集)**

法定資料の適正な提出を確保するため、提出義務者に対する提出義務の周知や未提出者に対する法定監査等を実施します。また、法定資料以外の資料情報については、近年の経済取引の国際化、高度情報化等の進展や不正形態の変化に着目し、新たな取引形態や資産運用手法に関する資料情報の積極的な収集に努めます。

**(業1-3-1-2：的確な調査事務の運営)**

I C T化・外部委託化などの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、深度ある税務調査と書面でのお尋ねなどの簡易な接触を適切に組み合わせて実施することにより、効果的・効率的な事務運営の推進に取り組みます。

**(業1-3-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組)**

大口・悪質な不正事案等に対して、適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を実施します。また、国際取引や電子商取引など国税当局による取引の把握が困難な事案に対して、組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査に取り組みます。

なお、大法人に対しては、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を推進するとともに、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好である法人の調査間隔を延長し、より調査の必要性が高い法人へ調査事務量を重点的に配分するなど、適正な課税の実現に取り組みます。

<b>(業1-3-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施)</b> 現下の経済社会情勢も踏まえつつ、社会的に非難されるべき悪質な脱税者に対して、検察当局との連携を図り、厳正な査察調査の実施に努めます。			
<b>財務省政策評価懇談会における意見</b>	○ 実績目標（小）1-3に記載		
<b>実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要施策</b>	該当なし		
<b>実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報</b>	国税庁レポート2018（国税庁）、平成29年度査察の概要（平成30年6月国税庁）		
<b>前事務年度実績評価結果の施策への反映状況</b>	<b>(業1-3-1-1：有効な資料情報の収集)</b> 法定資料の適正な提出を確保するため、各種説明会等あらゆる機会を通じた広報、未提出者に対する法定監査等を実施するとともに、法定資料以外の資料情報については、近年の経済取引の国際化、高度情報化等の進展や不正形態の変化に着目し、新たな取引形態や資産運用手法に関する資料情報の積極的な収集に努めました。		
	<b>(業1-3-1-2：的確な調査事務の運営)</b> ICT化・外部委託化などの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、深度ある調査と簡易な接触を適切に組み合わせるなど、効果的・効率的な調査事務運営を推進しました。		
	<b>(業1-3-1-3：社会・経済状況に対応した調査への取組)</b> 大口・悪質な不正事案に対して、適切な調査体制を編成し、的確かつ深度ある調査を実施しました。また、国際取引や電子商取引など国税当局による取引の把握が困難な事案に対して、組織横断的な情報収集・実態解明等を実施し、的確かつ深度ある調査を実施しました。 なお、大法人に対しては、税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組を推進するとともに、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好である法人の調査間隔を延長し、より調査の必要性が高い法人へ調査事務量を重点的に配分するなど適正な課税の実現に取り組みました。		
	<b>(業1-3-1-4：悪質な脱税者に対する査察調査の実施)</b> 査察制度の目的を達成し、国民の負託に応えていくため、特に、社会的波及効果の高い事案に積極的に取り組みました。		
<b>担当部局名</b>	課税部（課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課）、調査査察部（調査課、査察課）	<b>実績評価実施時期</b>	平成30年10月